

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪納税貯蓄組合連合会補助金
補助事業等の標目	租税の納期限内納付の確立及び納税道義の高揚を目的として活動する団体に対して補助を行うことにより、納税資金備蓄制度を活用した期限内納付の推進を図る。
補助事業等の対象者	諏訪納税貯蓄組合連合会
補助対象経費	租税の納期限内納付の確立、納税道義の高揚及び租税教育の推進活動を実施するために要した経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内で岡谷市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村と協議をして決定した額</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 岡谷市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村と共に行う補助制度であるため</p>
補助事業等の評価	実績報告書を基に、担当部署で補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和32年度
補助事業等の終了時期	<p>【終了時期が3年を超える場合の理由】 納税資金備蓄制度を普及させるためには、継続して補助を行うことが必要であるため</p>
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 総務部 税務課 庶務係

平成30年 3月16日 一部改正（平成30年 4月 1日 施行）